

# 総合評価方式の変更について【工事、測量等委託業務共通】

平成 26 年 3 月 26 日

福島県入札監理課

福島県では平成 26 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから評価基準等について下記のとおり一部見直すこととしましたのでお知らせします。

## 1 評価基準の変更について 【工事関係】

### (1) 配置予定技術者の評価対象とする実績について

『配置予定技術者の技術力』の評価項目である「**施工能力**」、「**工事成績**」、「**優良工事表彰**」における評価対象とする過去の実績について、現行の「主任技術者又は監理技術者での施工実績」に加えて「現場代理人での実績」も評価対象とします。

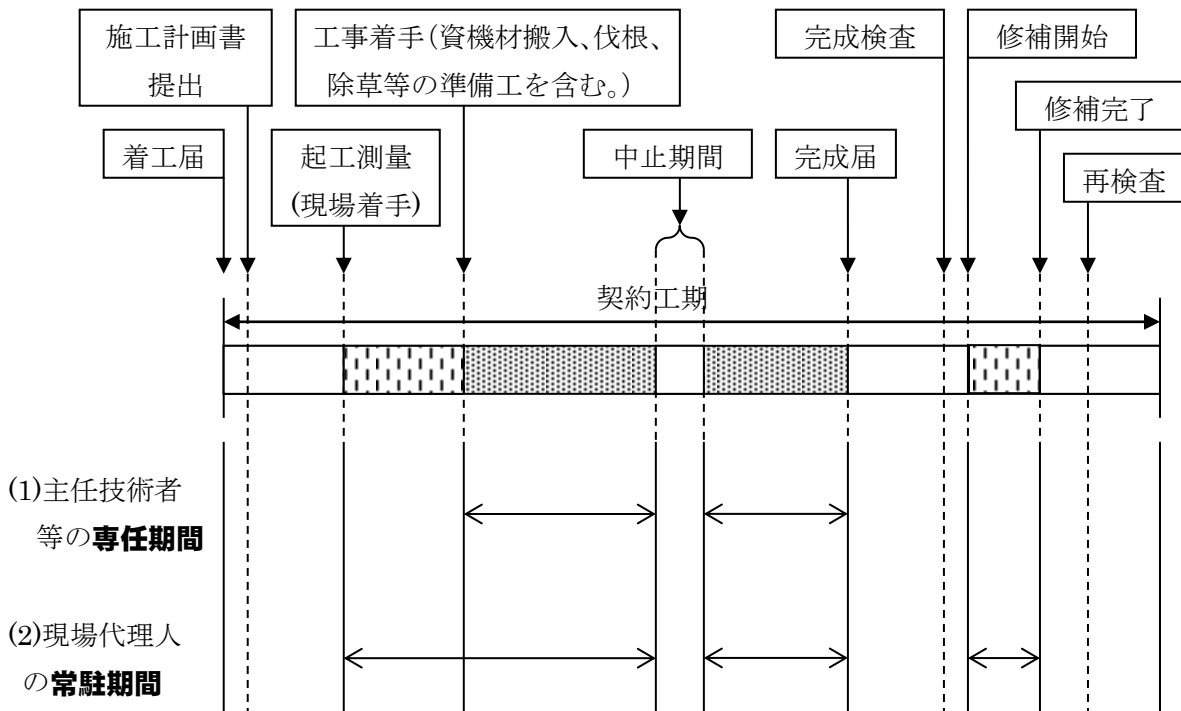
	改正後	現行
評価対象実績 【施工能力、工事成績、優良工事表彰共通】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績が対象</li><li>・ 担当技術者等での経験は評価の対象外。</li></ul> ※評価対象とする現場代理人の実績には資格保有等の要件は付さない	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 監理技術者又は主任技術者としての実績が対象</li><li>・ 現場代理人、担当技術者等での経験は評価の対象外</li></ul>
加算点（配点）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 監理技術者、主任技術者、現場代理人としての実績を全て同等（同点）に評価</li></ul>	

## (2) 配置予定技術者の加点対象従事期間について

配置予定技術者の評価項目である「**施工能力**」、「**工事成績**」、「**優良工事表彰**」において、加点対象とする従事期間について、監理技術者又は主任技術者としての実績の場合は、「建設業法における専任を要する期間」とし、現場代理人での実績の場合は、「現場代理人の常駐を要する期間」とします。

	改正後	現行
加点対象 従事期間 【施工能力、工 事成績、優良工 事表彰共通】	<ul style="list-style-type: none"> <li>監理技術者又は主任技術者（現場代理人を兼務していた場合も含む）としての実績の場合は、建設業法における専任を要する期間（専任を要さない工事の場合であっても同様の期間とする）の間、配置技術者であった場合を加点対象。</li> <li>また、現場代理人としての実績の場合は、現場代理人の常駐を要する期間（常駐義務緩和の工事であっても同様の期間とする）の間、現場代理人であった場合を加点対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の着手から完了（専任を要する工事の場合、専任を要する期間に限る）まで配置予定技術者であった場合を加点対象</li> </ul>

### 【主任技術者等の専任期間及び現場代理人の常駐期間の概念図】



### (3) 障がい者雇用の実績評価について

法定義務のある企業の場合は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務が達成されている場合に加点対象とします。

また、法定義務のない企業の場合は障がい者雇用が1名でもある場合に加点対象とします。

	改正後	現行
障がい者雇用の実績	<p>1 法定義務のある企業の場合            (1) 「<u>障害者の雇用の促進等に関する法律</u>」に基づく法定雇用義務が達成されている場合に加点対象。</p> <p>(2) 確認のための提出書類は、<u>基準日が属する年度に公共職業安定所へ提出している障がい者雇用状況報告書（障害者の雇用促進等に関する法律第43条第5項、同施行規則第7・8条）の写し（公共職業安定所が確認済みのもの）</u>。  <u>ただし、基準日が4月1日から7月15日までの入札案件については当該基準日が属する年度の前年度に公共職業安定所へ提出している障がい者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所が確認済みのもの）</u>。</p> <p>2 法定義務のない企業の場合            (1) 障がい者雇用が1名でもある場合に加点対象。            (2) 確認のための提出書類は、障がい者手帳の写しのほか、<u>社員名簿、雇用台帳、社会保険被保険者証等の写し等、障がい者雇用の状況がわかる書類</u>。  <u>なお、障がい者手帳の写しについてはプライバシー保護の観点から顔写真及び障がい名を黒で塗りつぶした書類</u>。</p>	<p>1 法定義務のある企業の場合            (1) 法定雇用人数以上の障がい者雇用がある場合に加点対象。            法定雇用人数＝基礎労働者数×法定雇用率（端数切捨て）            基礎労働者数＝常用労働者数－（常用労働者数×除外率（端数切捨て））</p> <p>(2) 確認のための提出書類は、公共職業安定所への提出している障がい者雇用状況報告書（障害者の雇用促進等に関する法律第43条第5項、同施行規則第7・8条）の写し。</p> <p>2 法定義務のない企業の場合            (1) 障がい者雇用がある場合に加点対象。            (2) 確認のための提出書類は、障がい者手帳等、障がい者雇用の状況がわかる書類。</p>

## 2 提出書類関係について 【工事関係】

### ○ 施工体制事前提出方式の工事費内訳書について

施工体制事前提出方式における工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式 1 号）の電子データについてはフロッピーディスクによる提出を廃止し、CD-R（追記型コンパクトディスク）のみでの提出とします。

	改正後	現行
施工体制事前提出方式における工事費内訳書の提出について	・工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式 1 号）及び同様式を記録した CD-R（追記型コンパクトディスク）を提出	・工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式 1 号）及び同様式を記録した <u>フロッピーディスク</u> 又は CD-R（追記型コンパクトディスク）を提出

## 3 評価基準の変更について 【測量等委託業務関係】

### ○ 障がい者雇用の実績評価について

法定義務のある企業の場合は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務が達成されている場合に加点対象とします。

また、法定義務のない企業の場合は障がい者雇用が 1 名でもある場合に加点対象とします。

**※変更内容は工事関係の「障がい者雇用の実績評価」と同様**

## 4 適用時期 【工事、測量等委託業務 共通】

- 平成 26 年 4 月 1 日以降入札公告する案件から適用します。

## 5 その他 【工事、測量等委託業務 共通】

- 今回の見直しにより工事及び測量等委託業務共に「**評価基準**」、「**様式関係記載留意事項**」、「**様式**」、「**手引き**」等の見直しを行っております。必ず見直し後の資料を確認願います。